

# 災害ボランティア割引制度の 制定を求める意見書

日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。先刻の関東・東北水害では鬼怒川の決壊が大きく報道された。わが高島市においても一昨年の台風 18 号による一級河川の決壊や土砂流出により大きな被害を受け、全国各地より多くのボランティアの方々にご支援とご協力をいただいたところである。

災害の救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなどの福祉的ニーズも高まってきており、多くの支援者の協力が不可欠である。

東日本大震災では、一日当たり推定 1 万人～2 万人のボランティアが必要だったが、実際には集まらなかった。各種の世論調査やボランティアへの調査によると、旅費がないのでボランティアに行けないという人が圧倒的に多い。

過去の実績から、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震が起きると、一日 10 万人以上、延べで 1 千万人以上のボランティアが必要になることがわかっている。それだけ多くのボランティアを集めようとするならば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければならないが、今のわが国には、こうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める社会的な環境が整っていない。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行を支援したりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。国は、こうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、下記事項について、強く求めるものである。

## 記

地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割引く制度を制定すること。

提出先  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
経済産業大臣



民家の泥出し作業の様子

災害ボランティアと被災地をつなぐ！

ボランティア活動への支援を求め  
全会一致で意見書を可決